

# 平成30年度 要保護・準要保護児童生徒就学援助費助成金について

福島町教育委員会では、毎年度、福島町に住所を有する児童・生徒の保護者で、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に該当する方等に対し、就学費用の負担を軽減する目的で補助を行っております。

平成30年度分の申請については、全保護者あてに案内通知文と申請書類を配付しますので、補助を希望される方は、下記期限までに提出されるようお知らせします。

## 1. 補助を受けられる方の範囲

◆要保護～生活保護受給世帯

◆準要保護～町民税非課税及び減免世帯、国民年金掛金の減免世帯、児童扶養手当受給世帯、災害等により就学費用の負担が困難な方がいる世帯など

## 2. 補助対象経費

- ①学用品費 ②校外活動費 ③通学用品費（1学年を除く）④修学旅行費
- ⑤新入学児童生徒学用品費（1学年のみ）⑥クラブ活動費（中学生の該当者のみ）
- ⑦生徒会費（中学生のみ）⑧PTA会費

## 3. 新入学児童生徒学用品費の補助について

新入学児童生徒学用品費については、今年度より各学校入学前の3月中に支給することとなりました。これに伴いまして、新入学児童生徒分の案内通知文と申請書類については、  
・新小学1年生分…教育委員会より1月中旬に該当する世帯へ送付  
・新中学1年生分…在校している小学校より1月中旬に該当する世帯へ配布  
となっております。

## 4. 申請書類の提出期限及び提出先

- ◆新小学1年生：【提出期限】平成30年2月15日（木）まで  
【提出先】教育委員会事務局 学校教育係
- ◆新中学1年生：【提出期限】平成30年2月15日（木）まで  
【提出先】現在通学している各小学校
- ◆在校生：【提出期限】平成30年3月6日（火）まで  
【提出先】現在通学している各小中学校

お問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育係 ☎47-3675